

防府市森林整備活動支援林業機械貸与要綱

平成29年 1月18日制定

(目的)

第1条 この要綱は、森林整備活動を支援するために貸与する林業機械（以下「機械」という。）について、その手続き及び条件のほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸与機械)

第2条 市長は、機械の貸与を受けようとする者（以下「貸与対象者」という。）に別表1に定める機械を無償で貸与するものとする。

(貸与範囲)

第3条 貸与対象者は、森林整備活動を目的とする市内のボランティア団体及びNPO法人又は自治会等とする。

2 貸与を受けようとするものは、事前に市から安全操作等に係る講習を受けることとする。ただし、県が実施する貸与を受けようとする機械の安全操作等に係る講習会を受講したものはこの限りではない。

3 機械の貸与の対象となる作業は、前項に規定する団体が行う繁茂竹林の整備等の森林整備活動とし、機械の操作は安全講習会を受講した者が行うものとする。

(貸与手続)

第4条 貸与対象者は、機械を借受けようとするときは、借受けようとする日の14日前までに、市長に借受申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の借受申請書が提出された場合は、その内容を審査し、当該機械を貸与することが適当と認めるときは、貸与承認書（第2号様式）を交付するものとする。

3 貸与期間は2週間を超えないものとし、機械の貸与及び返還は、土曜、日曜、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く、午前8時30分から午後4時30分の間に行うものとする。

(貸与期間の延長)

第5条 前条の貸与承認書の交付があった後、貸与対象者がやむをえない事情により貸付期間を延長する場合は、第4条の規定を準用するものとする。ただし、貸与期間は延長された期間を含め、3週間を超えないものとする。

(貸与条件)

第6条 機械を貸与する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 機械の借受け、稼働及び返還に要する一切の費用は借受者の負担とする。
- (2) 借受者は、借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- (3) 借受者は、使用責任者1名を定め、当該責任者に使用中の事故防止について万全を期させなければならない。
- (4) 借受者は、借受けた機械の使用記録を使用簿（第3号様式）に整理するとともに、使用日毎の始業点検と使用最終日の終業点検を整備点検簿（第4号様式）により行うこととする。
- (5) 借受者は、借受けた機械を転貸してはならない。
- (6) 借受者は、借受けた機械を使用目的及び指定された使用場所以外で使用してはならない。
- (7) 借受者は、機械の借受及び返還は貸与期間内に行わなければならない。

- (8) 借受者は、借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を市長に報告し、市長の指示に従わなければならない。
- (9) 借受者は、使用上の不注意又は故意の過失等により借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、原状に復さなければならない。但し、原状に復すことができない場合は、相当の弁償を要するものとする。
- (10) 市長は、借受簿（第5号様式）により貸付状況を管理すると共に必要があると認めるときは、借受に係る機械の使用及び保管の状況について実地調査をし、借受者に対しその報告を求め、当該機械の維持、管理及び返還に關して必要な指示をすることができる。

(返還)

第7条 借受者は、借受けた機械を返還しようとするときは、市長の指定する者の立会いのもと、所定の場所において機械を引き渡すとともに、使用実績報告書（第6号様式）に使用簿（第3号様式）及び整備点検簿（第4号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(強制返還)

第8条 市長は、借受者が次の各号に該当するときは、当該借受者が借受けた機械を返還させることができる。

- (1) 提出した申請書に虚偽の記載があった場合。
 - (2) この要綱に定める事項に違反した場合。
 - (3) 前2号のほか、借受者に貸与不相当と認められる行為のあった場合
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

名 称	型 式	メーカー	台数	導入年月	保管場所
自走式木材粉碎機	KCM93	KIORITZ	1 台	平成 28 年 12 月	防府市役所旧消防車庫

第1号様式(第4条関係)

森林整備活動支援林業機械借受(変更)申請書

下記により森林整備活動支援林業機械を借受きたいので、申請します。

年(年) 月 日

(宛先) 防府市長

借受者

住所又は所在地

氏名又は名称

連絡先(TEL)

記

1 借受機械 (自走式木材粉碎機)

2 台 数 (1台)

3 使用期間 自 年 月 日
 至 年 月 日 (日間)

4 使用場所

5 使用目的

6 使用責任者

所属団体名	役職名	氏名	連絡先(TEL)	備考

7 主となるオペレーター

所属団体名	役職名	氏名	連絡先(TEL)	備考

第2号様式（第4条関係）

森林整備活動支援林業機械貸与(変更)承認書

年（ 年） 月 日付けで申請のあった森林整備活動支援
林業機械借受申請について、下記により貸与を承認します。

年（ 年） 月 日

借受者 様

防府市長

記

1 貸与機械 （自走式木材粉碎機）

2 台 数 （1台）

3 使用期間

4 使用場所

5 使用目的

6 使用責任者

7 主となるオペレーター

8 特記事項

裏面の留意事項を遵守すること。

(裏)

－ 留意事項 －

(経費の負担)

第1 貸与機械の借受け、稼働及び返還に要する一切の費用は借受者の負担となります。

(善管注意義務)

第2 借受者は、貸与機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務をもって管理してください。

(事故防止)

第3 借受者は、使用責任者1名を定め、当該責任者において、使用中の事故防止に万全を期してください。万一に備えて、傷害保険に加入されることを推奨します。

(使用・点検)

第4 使用状況を使用簿に整理するとともに、使用日毎の始業点検及び使用最終日には終業点検を行い、整備点検簿に整理してください。

(転貸の禁止)

第5 借受者は、貸与機械を転貸することはできません。

(目的外使用等の禁止)

第6 借受者は、機械を使用目的及び指定された使用場所以外で使用できません。

(返還)

第7 機械の借受及び返還は、貸与期間内に行なって下さい。

(滅失、毀損等の報告及び弁償責任)

第8 借受者は、貸与機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を市長に報告し、市長の指示に従うものとします。

2 借受者は、使用上の不注意又は故意の過失等により貸与機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、相当の弁償をするか又は原状に復するものとします。

(実地調査等)

第9 市長は、必要があると認めるときは、実地調査し、若しくは借受者に対しその貸与機械の使用及び保管の状況について報告を求め、当該機械の維持、管理及び返還に関して必要な指示をすることがあります。

第3号様式（第6条関係）

森林整備活動支援林業機械使用簿

団体名： _____

番号	使用日	使用場所	使用者氏名	使用時間	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

第4号様式（第6条関係）

森林整備活動支援林業機械整備点検簿

団体名：_____

名称	自走式木材粉碎機	型式		KCM93					
点検項目	点検内容	点検結果							
		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	
1 本体	傷、変形、部品の脱落等がないか								
2 動力装置	エンジンの始動、作動は正常か								
3 駆動装置	駆動・操舵は正常か								
4 供給装置	自動送りは正常か								
5 粉碎装置	粉碎は正常か 刃の損傷はないか								
6 排出装置	排出は正常か								
7 安全装置	非常停止装置は正常か								
8 その他	異常が認められた箇所								
点検者									

第6号様式（第7条関係）

森林整備活動支援林業機械使用実績報告書

年（ 年） 月 日付けで借受けを承認された森林整備活動支援林業機械について、下記のとおり使用したので報告します。

年（ 年） 月 日

（宛先）防府市長

借 受 者
住 所
氏 名

記

1 名 称 （自走式木材粉碎机）

2 台 数 （1台）

3 使用期間 自 年 月 日
 至 年 月 日 （ 日間）

4 使用場所

5 使用内容

6 総使用時間 _____ 時間

（使用簿（様式第3号）及び整備点検簿（様式第4号）を添付すること）